

# 日本聖公会保育連盟規約

(名 称)

第1条 日本聖公会保育連盟

(事務所)

第2条 本連盟の事務所は理事長が定めるところにおく。

(目 的)

第3条 1. 聖公会保育事業の進歩発展をはかる。  
2. 保育者の信仰、知識、技術の向上につとめ、また相互の親睦をあつくる。  
3. 加盟する施設の協力と相互の実をあげる。

(事 業)

第4条 前項の目的を達成するために保育者大会、研究会、講習会、協議会を開催し、各施設間の連絡をはかるために機関誌を発行する。

(組 織)

第5条 1. 日本聖公会に関係する幼稚園、保育所、認定こども園、その他の保育施設および保育者を養成する大学をもって組織する。  
2. 本連盟の趣旨に賛同し、連盟で認めた者を個人会員とする。会費は年額 2,000円とする。

(役 員)

第6条 1. 理事会は各教区主教および前条各大学長より任命された者各一名、並びに上記の理事たちによって推薦された若干名をもって構成する。  
2. 理事会は理事長を選出する。  
3. 理事長は常任理事若干名を任命し、理事会の承認を得る。ただし内一名を副理事長、内一名を書記、内一名を会計とする。  
4. 常任理事会は監事若干名を推薦し、理事会の承認を得る。  
5. 顧問若干名を置くことができる。  
6. 役員任期は3年とする。ただし再任は妨げないものとする。

(会 議)

第7条 1. 理事会 毎年一回以上理事会を開き、事業報告と決算報告、事業計画と予算案の審議およびその決定を行う。  
2. 理事長、副理事長および常任理事をもって常任理事会を構成する。常任理事会は理事会において決議した事項を執行し、また必要事項につき審議してこれを処理する。

(会 計)

第8条 1. 本連盟の会計年度は毎年4月1日より始まり翌年3月31日に終わるものとする。  
2. 本連盟の会計は、年会費および寄付金をもってこれにあてる。加盟施設は下記の年会費を納付するものとする。ただし、当分の間、年会費を次のようにする。  
①幼稚園および保育園 250円×園児数(5月1日現在)  
②大 学 50,000円

付 則

1. 本規約の改正は理事の定数2/3以上の賛成を必要とする。
2. 本規約は、1984年4月 1日より施行する。
3. 本規約は、1992年4月 1日より施行する。(1992年5月14日理事会決定)
4. 本規約は、1996年4月 1日より施行する。(1996年5月20日理事会決定)
5. 本規約は、2002年5月17日より施行する。(2002年5月17日理事会決定)
6. 本規約は、2015年5月20日より施行する。(2015年5月20日理事会決定)